小売店等商品配送支援事業補助金交付要綱

（通則）

第１条　小売店等商品配送支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については，広島県補助金等交付規則（昭和４８年広島県規則第９１号。以下「規則」という。）に規定するもののほか，この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この補助金事業は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民への活動自粛要請を踏まえ，買物者に代わって，県内の複数の小売店等で購入した商品等を代行配送している事業者に対し，利用者が支払う配送手数料の負担軽減を図ることにより，配送代行サービスの利用促進を図るとともに，買物弱者の負担軽減と買物による外出機会の抑制を後押しすることで小売店での「三密」を回避し，新型コロナウイルスの感染拡大防止につなげることを目的とする。

（補助事業）

第３条　県は，第２条の目的を達成するため，補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）に対し，予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助事業者が行う補助事業は，次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）スーパーやドラッグストア等との連携により，買物者に代わって，複数の小売店等で購入した商品等を代行配送するサービスや買物代行サービスなどを県民に提供する事業であること。

（２）県から手数料等の一部補助を受けることにより，利用者への配送手数料の割引提供など，利用者にインセンティブを提供する仕組みを構築し，利用増加を促す事業であること。

（補助事業者）

第４条　前条第２項に掲げる補助事業を行うに当たっては，補助事業者は次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（１）広島県暴力団排除条例 （平成22年広島県条例第37号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。

（２）役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者に該当しないこと。

（３）役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与している者に該当しないこと。

（４）役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しないこと。

（５）都道府県税を滞納していないこと。

２　知事は，前項第１号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について，警察本部長あてに照会することができる。

（交付の対象，補助率）

第５条　知事は，補助事業を実施するために必要な経費のうち，補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について，予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助金対象経費には，消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。

３　補助対象経費の区分，補助率及び補助金額は，別表のとおりとする。

４　補助事業の実施期間は，令和２年５月１日から令和２年７月３１日までとする。

（交付の申請）

第６条　補助事業者は，補助金の交付を受けようとするときは，別記様式第１号による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第７条　知事は，前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には，当該補助金交付申請書の内容を審査し，補助金を交付すべきものと認めたときは，交付決定を行い，補助金交付決定通知を補助事業者に送付するものとする。

２　知事は，第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（交付の条件）

第８条　規則第５条第１項の規定により付する条件は，次のとおりとする。

（１）補助事業の内容の変更をする場合においては，知事の承認を受けること。

（２）補助事業を中止し，又は廃止する場合においては，知事の承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合，又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに知事に報告してその指示を受けること。

２　補助事業者は，前項各号の承認等を受けようとする場合には，同項第１号については別記様式第２号による申請書を，また，同項第２号については別記様式第３号による申請書を，さらに，同項第３号については別記様式第４号による報告書をそれぞれ知事に提出しなければならない。

３　知事は，第１項の承認をする場合において，必要に応じて交付の決定の内容を変更し，又は条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第９条　補助事業者は，補助金の交付決定の通知を受けた場合において，交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり，補助金の交付の申請を取下げようとするときは，当該通知を受領した日から起算して２０日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　補助事業者は，補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは，補助事業が完了した日から起算して１０日を経過した日までに，別記様式第５号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１１条　知事は，前条の規定による報告を受けた場合には，報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い，その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条第１項に基づく承認をした場合は，その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第１２条　補助金は，原則，前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし，知事は，補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは，概算払により交付することがある。

２　補助事業者は，前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは，別記様式第６号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

３　第１項ただし書の規定による補助金交付請求書の様式は，別記様式第７号のとおりとし，その提出部数は１部とし，その提出期限は知事が別に定めるものとする。

（交付決定の取消し等）

第１３条　知事は，第９条第１項第３号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には，第８条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

（１）補助事業者が，この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。

（２）補助事業者が，補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

（３）補助事業者が，補助事業に関して不正，怠慢，その他不適当な行為をした場合。

（４）交付の決定後生じた事情の変更等により，補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

２　知事は，前項の取消しをした場合において，既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは，期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　知事は，前項の返還を命ずる場合には，第１項第４号に規定する場合を除き，その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて，年利１０．９５パーセント（算定対象の期間において適用される規則第１９条第１項及び第２項の規定による加算金及び延滞金の率（以下「規則の率」という。）がこの率と異なる場合は，規則の率）の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（補助事業の経理等）

第１４条　補助事業者は，補助事業の経理については，帳簿及びすべての証拠書類を備え，他の経理と明確に区分して経理し，常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は，前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する県の会計年度の終了後５年間，知事の要求があったときは，いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（その他必要な事項）

第１５条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関するその他必要な事項は，知事が別に定める。

　　　附　　則

この要綱は，令和２年５月１日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象  経費の区分 | 補助対象経費の内容 | 補助率等 | １事業者当たりの  補助額の上限 |
| 手数料 | 商品等の配送に要する  利用者が負担する手数料 | 補助率  10分の10  配送１件当たりの補助額上限  1千円 | 4,000千円 |

様式第１号（第６条関係）

令和　　年度小売店等商品配送支援補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

　広　島　県　知　事　　様

（申請者）

郵便番号

住所

会社名

代表者役職・氏名　　　　　　　　 　　　印

担当者役職・氏名

電話番号

令和　　年度小売店等商品配送支援事業補助金交付要綱第６条の規定により，次のとおり補助金の交付を申請します。

１　補助事業の目的及び内容

　　補助事業計画書（別紙）のとおり

２　補助交付申請額等

（１）補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（２）補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　添付資料

（１）補助金交付申請日前３か月以内に法務局で発行された補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）の履歴事項全部証明書（原本）

（２）補助金交付申請日前３か月以内に都道府県税事務所で発行された申請者の都道府県税納税証明書（都道府県税及び地方法人特別税について滞納がないこと）（原本）

（３）会社概要（パンフレットなど会社の活動の概要が分かるもの）

（４）過去１年分の貸借対照表，損益計算書等の決算書類（設立後まもなく決算書類の提出ができない場合は，事業計画書及び収支予算書）

別紙１

補助事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の概要 | (1) 会社名：  (2) 本社所在地（電話番号）：  (3) 資本金：  (4) 従業員数：  (5) 業種及び主な取扱品目： |
| 小売店等商品配送支援事業の概要 | （様式自由）  ※配送手数料の割引提供など，利用者にインセンティブを提供する仕組みを構築し，利用増加を促す支援内容について記載して下さい。また，本補助事業終了後に期待される効果についても記載して下さい。 |

別紙２

支出内訳書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　　　容 | 数量 | 金額(税抜) |
|  |  |  |
| 計 |  | 円 |

様式第２号（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

　広島県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

令和　　年度小売店等商品配送支援事業補助金に係る計画変更承認申請書

　令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた補助事業の計画変更（等）について，小売店等商品配送支援事業補助金交付要綱第８条第２項の規定に基づき，下記のとおり申請します。

記

１　補助金等交付申請額　　　金　　　　　　　　　　円

（前回までの申請額　　　 金　　　　　　　　　 円）

２ 変更計画の理由

３　添付書類

補助事業変更計画書

様式第３号（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

　広島県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

令和　　年度小売店等商品配送支援事業補助金に係る計画中止（廃止）承認申請書

　令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた補助事業の計画中止（廃止）について，小売店等商品配送支援事業補助金交付要綱第８条第２項の規定に基づき，下記のとおり申請します。

記

　１　中止（廃止）の内容

　２　中止（廃止）する理由

　３　補助事業中止の期間（補助事業廃止の時期）

様式第４号（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

　広島県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

令和　　年度小売店等商品配送支援事業補助金に係る補助事業遅延等報告書

　令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた補助事業の遅延等について，小売店等商品配送支援事業補助金交付要綱第８条第２項の規定に基づき，下記のとおり報告します。

記

１　事業の概要

２　補助事業の進捗状況

３　補助事業に要した経費

４　遅延又は困難な理由及び原因

５　今後の措置

６　補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延又は困難の理由を立証する書類を添付すること。

様式第５号（第１０条関係）

令和　　年　　月　　日

　広島県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

令和　　年度小売店等商品配送支援事業補助金に係る補助事業実績報告書

　令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた補助事業が完了したので，小売店等商品配送支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第１０条の規定に基づき，関係書類を添えてその実績を報告します。

１　事業実績

　　別紙１事業実績書のとおり

２　補助事業費

　　別紙２補助金支出表のとおり

３　事業実施期間

　　　令和　　年　月　日～　令和　　年　月　日

別紙１

補助事業実績書

|  |  |
| --- | --- |
| 報告者の概要 | (1) 会社名：  (2) 本社所在地（電話番号）：  (3) 資本金：  (4) 従業員数：  (5) 業種及び主な取扱品目： |
| 小売店等商品配送支援事業の概要 | ※　実施内容や支援実績等を記載してください。 |

別紙２

補助金支出表

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　　業　　区　　分 | 補助金交付  申請額　① | 実績額 | | 残額  ①－② | 備　　考 |
| 補助事業に  要した経費 | 補助対象となる経費② |
| 小売店等商品配送支援事業  （手数料） |  |  |  |  |  |

様式第６号（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

　広島県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　請求者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

令和　　年度小売店等商品配送支援事業補助金精算払請求書

　令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の額の確定通知を受けたので，小売店等商品配送支援事業補助金交付要綱第１２条第２項の規定に基づき，下記のとおり精算払を請求します。

１　請求金額　金　　　　　　　　　　円也

内　　訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助額 | 受領済額 | 今回請求額 | 差引残額 | 備　　考 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |  |

２　振込先

　　　金融機関名：

　　　支店名：

　　　預金の種別：

　　　口座番号：

　　　預金の名義：　　　　　　　　　　　　　　（カナ：　　　　　　　　　　　　　　）

様式第７号（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

　広島県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　請求者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

令和　　年度小売店等商品配送支援事業補助金概算払請求書

　令和　　年　　月　　日付け　　第　　号の補助金について，小売店等商品配送支援事業補助金交付要綱第１４条第３項の規定に基づき，下記のとおり概算払を請求します。

１　請求金額　金　　　　　　　　　　円也

内　　訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助額 | 受領済額 | 今回請求額 | 差引残額 | 備　　考 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |  |

２　振込先

　　　金融機関名：

　　　支店名：

　　　預金の種別：

　　　口座番号：

　　　預金の名義：　　　　　　　　　　　　　　（カナ：　　　　　　　　　　　　　　）